



茨城県報 第 2902 号

平成29年6月12日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（4件）（障害福祉課）…………… 1
 - 大規模小売店舗の変更の届出（5件）（中小企業課）…………… 2
 - 道路の区域の変更（2件）（道路維持課）…………… 7
 - 道路の供用の開始（3件）（道路維持課）…………… 7
 - 市街地再開発組合の設立の認可（都市整備課）…………… 8
 - 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の委任（建築指導課）…………… 9
- 公 告
- 開発行為の工事完了（11件）（建築指導課）…………… 9
- （ 企 業 局 ）
- 阿見東部工業団地の造成工場敷地の譲受人の公募について…………… 11
- （ 教 育 委 員 会 ）
- 入札公告（2件）…………… 12

告 示

茨城県告示第737号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年6月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの種類
0812900678	マザーゲース	茨城県神栖市平泉東2丁目40-16メゾンルピナB棟102号	合同会社マザーゲース	茨城県神栖市神栖一丁目2番20号サンハウス102号	平成29年6月1日	居宅介護，重度訪問介護，同行援護

茨城県告示第738号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812100709	訪問介護事業所 タッチ	茨城県ひたちなか 市洞下町7-15	合同会社 SOUTH WIND	茨城県ひたちなか 市洞下町7-15	平成29年 6月1日	居宅介護, 重 度訪問介護, 同行援護

茨城県告示第739号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成29年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812000933	笹の葉ワーク	茨城県つくば市東 光台2-24-1	常南交通株式会 社	茨城県つくば市榎 戸433番地2	平成29年 6月1日	自立訓練（生 活訓練） 就労継続支援 B型

茨城県告示第740号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成29年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0822000923	常南交通 共同 生活援助事業所	茨城県つくば市東 光台2-24-1	常南交通株式会 社	茨城県つくば市榎 戸433番地2	平成29年 6月1日	共同生活援助

茨城県告示第741号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 石井 俊樹

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ協和店

筑西市新治1996-3 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 小濱 裕正

(変更後) 代表取締役 石井 俊樹

イ 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 真壁郡協和町新治谷島1996-3, 1996-5, 1996-140

(変更後) 筑西市新治1996-3 外

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア, ウ 平成29年3月1日

イ 平成17年3月28日

(4) 変更する理由

ア, ウ 代表者変更のため

イ 市町村合併による住所表示の変更のため

3 届出年月日

平成29年5月31日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第742号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年6月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 石井 俊樹

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ津田店

ひたちなか市津田2848-1 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

(変更前) ひたちなか市津田2848-1 他

(変更後) ひたちなか市津田2848-1 外

イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 神林 章夫

(変更後) 代表取締役 石井 俊樹

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成29年 3 月 1 日 外

(4) 変更する理由

ア 所在地の錯誤のため

イ 代表者変更のため

ウ 代表者変更及びテナント変更のため

3 届出年月日

平成29年 5 月 31 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第743号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年 6 月 12 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 石井 俊樹

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ協和店

筑西市新治1996-3 外

(2) 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前3時～午後2時

(変更後) 午前1時～午後9時

(3) 変更の年月日

平成29年6月1日

(4) 変更の理由

荷さばき車両の運行計画変更のため

3 届出年月日

平成29年5月31日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第744号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年6月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 石井 俊樹

(2) 住所

つくば市西大橋599番地1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ津田店

ひたちなか市津田2848-1 外

(2) 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前2時～午後1時

(変更後) 午前1時～午後9時

(3) 変更の年月日

平成29年 6 月 1 日

(4) 変更の理由

荷さばき車両の運行計画変更のため

3 届出年月日

平成29年 5 月31日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第745号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成29年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大和ハウス工業株式会社

代表取締役 大野 直竹

(2) 住所

大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

iiias（イーアス）つくば

つくば市研究学園5丁目19番

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前8時30分～翌午前0時30分

（変更後） 午前8時30分～翌午前0時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 6箇所

（変更後） 7箇所

(3) 変更の年月日

ア 平成30年 1 月 1 日

イ, ウ 平成29年 6 月 1 日

(4) 変更の理由

店舗配置, 運営方法変更のため

3 届出年月日
平成29年5月31日

4 縦覧の場所
茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成29年6月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成29年6月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡大洗線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
東茨城郡茨城町大字下石崎237番1地先から 水戸市下入野町2013番2地先まで	旧	最大 22.8 最小 6.5	510	現 道 拡 幅
	新	最大 30.0 最小 16.0	510	

茨城県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成29年6月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成29年6月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 深芝浜波崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
神栖市大字波崎字浜道6604番1地先から 神栖市大字波崎字浜道6587番3地先まで	旧	最大 29.6 最小 7.2	24	現 道 拡 幅
	新	最大 29.6 最小 9.9	24	

茨城県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成29年6月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 藤沢荒川沖線
- 2 供用開始の区間 つくば市上境字馬観音64番1地先から
つくば市柴崎字万観音1049番3まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 6 月26日

茨城県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年 6 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 藤沢荒川沖線
- 2 供用開始の区間 つくば市柴崎字稲荷前840番5から
つくば市東岡字北原243番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 6 月26日

茨城県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成29年 6 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 桜川土浦潮来自転車道線
- 2 供用開始の区間 かすみがうら市牛渡字浜下808番1から
かすみがうら市牛渡字町田809番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年 6 月12日

茨城県告示第751号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第2項の規定により、泉町1丁目北地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第2項の規定により告示する。

平成29年 6 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 組合の名称 泉町1丁目北地区市街地再開発組合
- 2 施行地区 水戸市泉町1丁目、泉町2丁目の各一部
- 3 事務所の所在地 水戸市泉町2丁目3番2号
- 4 設立認可の年月日 平成29年 6 月12日
- 5 事業年度 初年度は設立認可の日 から 翌年 3 月31日
翌年度からは 4 月 1 日 から 翌年 3 月31日

- 6 公告の方法 組合の事務所の掲示板に掲示
7 事業施行予定期間 平成29年6月から平成33年10月まで

茨城県告示第752号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成29年6月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 委任を受けた者の名称及び住所
株式会社国際確認検査センター
代表取締役 山田 耕藏
大阪府大阪市中央区北浜3丁目7番12号
- 2 業務区域
茨城県全域
- 3 業務区分
判定を行うすべての建築物
- 4 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
本部
東京都中央区京橋二丁目8番2号 京橋 MK ビル 6階
- 5 構造計算適合性判定の業務開始年月日
平成29年6月6日

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により広告する。

平成29年6月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡大洗町磯浜町字ドン山7986番12、字清水沢台7885番3
- 2 事業主の住所及び氏名
東茨城郡大洗町桜道608番地 関口住宅3号
伊 東 黎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷市月出里字明神場々先1369番2、蒲ヶ山字馬場先746番2

2 事業主の住所及び氏名

稲敷市蒲ヶ山730番地1

株式会社 心頼 Loop

代表取締役 安 田 和 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市板橋字花田久保2694番4

2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市板橋2694番地2

青 木 裕 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市板橋字花田久保2694番5

2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市板橋2694番地2

青 木 裕

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市川崎字新田1839番2

2 事業主の住所及び氏名

つくば市天久保1丁目12番地6ユーフォルビア202号

原 英 輝, 原 モナミ

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市狸穴字秋葉山1071番7, 同番10

2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市高岡835番地23 フォーリア高岡102

黒 坂 裕 也

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字小池字前畑560番13

2 事業主の住所及び氏名

水戸市元吉田町289番地の1 グランフィオーレ103号

小見川 卓 也

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字磯字大境722番9

2 事業主の住所及び氏名

古河市仁連1504番地3 サンヒルハイツ2-102

大 里 貴 史

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字今里字柳戸1028番

2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字今里1028番地

古 沢 俊 典

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字松本字菅谷久保432番

2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字菅谷1069番地1 フロントコート202

水 垣 昭 人

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字長井戸字田向1501番1, 1504番1

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字長井戸1487番地

相 良 茂, 相 良 恵美子

(企 業 局)

●阿見東部工業団地の造成工場敷地の譲受人の公募について

阿見東部工業団地の造成工場敷地について、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）第21条の規定に基づき、その譲受人を次のとおり公募します。

平成29年6月12日

茨城県公営企業管理者

企業局長 中 島 敏 之

1 分譲する造成工場敷地の所在地

茨城県稲敷郡阿見町大字星の里4番1

2 分譲面積等

画 地	面 積 (㎡)	分譲価格 (円/㎡)
第4号画地	23,527.15	30,800

(注) 分譲価格には、開発関連負担金5,500円/㎡を含む。

3 分譲条件

公募要領に定める申込資格を満たすこと。

4 申込書受付期間

平成29年6月26日(月)～6月30日(金)まで

なお、当該期間に応募がなかった場合は、申込書を随時受け付け、申込者の中から審査・選考のうえ譲受人を決定します。

5 申込に必要な書類

公募要領に定める「造成工場敷地譲受申込書」及び添付書類

6 公募要領の交付及び申込受付場所

茨城県企業局企画経営室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

029-301-4938(直通)

7 譲受人の決定

審査・選考のうえ、譲受人を決定します。

~~~~~  
( 教 育 委 員 会 )

●入札公告(電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成29年6月12日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

1 入札に付する事項

(1) 借入物件及び数量

茨城県立高萩清松高等学校外6校 教育用コンピュータ 一式

(2) 借入物件の特質等

借入物件の性能等に関し、入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 借入期間

平成29年9月1日から平成34年8月31日までとする。ただし、平成29年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

(4) 借入場所

茨城県高萩市赤浜1864 茨城県立高萩清松高等学校外6校

2 担当部局

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁総務企画部財務課財産管理担当

電話 029-301-5168

FAX 029-301-5189

所属メールアドレス zaimu@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく物品調達等競争入札参加資格において、「リース・レンタル」に登録されているものであること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格 (仕様) に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること (詳細は、入札説明書及び仕様書による)。
- (5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

#### 4 資料の提出, 入札及び通知の方法

この調達は、参加登録、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

#### 5 入札説明書の交付期間及び場所

##### (1) 期間

入札公告の日から平成29年7月7日 (金) までの午前8時30分から午後5時15分まで (ただし、正午から午後1時までを除く)。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第7号) に定める休日を除く。

##### (2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 (茨城県庁22階) 茨城県教育庁総務企画部財務課財産管理担当

#### 6 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

##### ア 質問受付期間

公告の日から平成29年7月3日 (月) 午後5時まで。

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

##### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

##### ウ 方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

##### ア 日時

平成29年7月7日 (金) 午後5時まで

##### イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

#### 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持

参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3(4)及び(5)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

平成29年7月13日（木）午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法により参加する場合には、電子調達システムにより、入札参加登録シート（テキストファイル）を送信の上、提出物一式は、別途、郵送、持参又は所属メールアドレスへの送信の方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参等により提出すること。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成29年7月18日（火）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

入札書に記載すべき金額は、月額賃借料を記載すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上、封書にて2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年7月21日（金）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

平成29年7月24日（月）午前10時00分

イ 場所

茨城県庁入札室3（茨城県庁行政棟1階）

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者がした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

## 13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。



## 14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

## 16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

## 17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented:

Ibaraki Prefectural Takahagiseisyo High School and 6 schools Computer System 1set

(2) Term of rent:

From 1 September 2017 to 31 August 2022

(3) Time limit for the submission of tenders

: 17:00 21 July 2017 in case of by hand

: 17:00 21 July 2017 in case of by mail

(4) Contact point for the notice:

Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education

978-6,Kasaharacho,Mito-shi,Ibaraki-ken,Japan,310-8588

Tel.029-301-5168

~~~~~

●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成29年6月12日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

1 入札に付する事項

(1) 借入物件及び数量

茨城県立小瀬高等学校外5校 可動式コンピュータ 一式

(2) 借入物件の特質等

借入物件の性能等に関し、入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 借入期間

平成29年9月1日から平成34年8月31日までとする。ただし、平成29年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

(4) 借入場所

茨城県常陸大宮市小瀬1881 茨城県立小瀬高等学校外5校

2 担当部局

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁総務企画部財務課財産管理担当

電話 029-301-5168

FAX 029-301-5189

所属メールアドレス zaimu@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格において、「リース・レンタル」に登録されているものであること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。)

(5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、参加登録、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL：<https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から平成29年7月7日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。ただし、茨城県の休日定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6（茨城県庁22階） 茨城県教育庁総務企画部財務課財産管理担当

6 入札説明書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から平成29年7月3日(月)午後5時まで。

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

ウ 方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

平成29年7月7日(金)午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に3(4)及び(5)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

平成29年7月13日(木)午後5時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法により参加する場合には、電子調達システムにより、入札参加登録シート(テキストファイル)を送信の上、提出物一式は、別途、郵送、持参又は所属メールアドレスへの送信の方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参等により提出すること。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、平成29年7月18日(火)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

入札書に記載すべき金額は、月額の賃借料を記載すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上、封書にて2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に108分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年7月21日（金）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

平成29年7月24日（月）午前10時30分

イ 場所

茨城県庁入札室3（茨城県庁行政棟1階）

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から

入札日までの間に指名停止措置を受けた者がした入札

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented:

Ibaraki Prefectural Ose High School and 5 schools Computer System 1set

(2) Term of rent:

From 1 September 2017 to 31 August 2022

(3) Time limit for the submission of tenders

: 17:00 21 July 2017 in case of by hand

: 17:00 21 July 2017 in case of by mail

(4) Contact point for the notice:

Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education

978-6,Kasaharacho,Mito-shi,Ibaraki-ken,Japan,310-8588

Tel.029-301-5168

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)